

2015年度介護報酬改定に対する書記長談話

1. 政府は、1月14日、2006年度以来となる介護報酬の2.27%のマイナス改定を含む2015年度当初予算案を閣議決定した。また、介護労働者については、1人あたりの月給を12,000円引き上げるために別枠で1.65%増分を確保し、認知症や要介護度が高い高齢者のサービスを充実するために0.56%増額分を確保した。しかし、これらの増額分を除く全体の額では、4.48%の介護報酬の引き下げとなる。なお、2012年度から2014年度までの累積での4%の物価上昇を考慮した場合には、実質8.48%の引き下げといえる。
2. 介護労働者の人材確保と処遇改善は、極めて深刻な問題であり、重要な課題である。2014年11月時点における全職業の有効求人倍率は、1.04倍であるのに対して介護関係職種では、2.51倍となっており、介護福祉士等の養成校においても学生数が、激減してきている。2014年6月には、議員立法として「介護-障害福祉従事者処遇改善法」が成立したにもかかわらず今回の介護報酬引き下げにより、介護人材不足が加速されることが危惧される。
3. 自治労は、この間、介護労働者の処遇改善と人材確保を介護分野における重点課題のひとつとして位置づけ、そのために必要な介護関係予算の確保や制度を改善するための取り組みを、連合と連携し社会保障審議会介護給付費分科会への意見反映や自治労独自の国会・省庁対策を進めてきた。そして、介護報酬改定が盛り込まれる2015年度当初予算編成への対応として、各県本部・単組に対しては、地方議会における決議採択等を求めるとともに、閣議決定の直前には、厚生労働大臣に対する緊急打電行動を要請した。
4. 今回のマイナス改定に関する自治労として指摘する問題点と意見は、以下のとおりである。
 - (1) 介護職員処遇改善加算の継続と増額がされたことや認知症対策などの個別サービスが評価されたことは妥当である。しかし、介護報酬本体が大幅に削減されたことから、事業経営を最優先することで、処遇改善加算の未請求や賃金引き下げを検討する事業所が出ることが懸念される。
 - (2) 今回の改定により介護労働者の処遇が低下するならば、安倍首相が経済界に要請している賃金引上げに逆行する措置であり、介護サービス基盤の弱体化を加速することが危惧される。
 - (3) 内部留保が300兆円ある大企業には法人税を減税し、防衛費を大幅に増額する反面、国民の生存権と生活権を支える予算である介護報酬を引き下げすることは、現政権の姿勢が示されたといえる。

- (4) 2014年4月に消費税を引き上げることにより社会保障のための財源を確保したにもかかわらず、介護報酬を引き下げるとは、税と社会保障の双方に国民負担増を招くものであり、国民への約束違反である。
- (5) 介護労働者は、介護サービスの基盤であり、介護労働者不足で生じるサービスの低下や減少は、高齢者の尊厳ある生活や自立支援を阻害するとともに介護離職のさらなる増加も危惧される。

5. 2015年4月からこの介護報酬改定が適用されることから、自治労は、介護労働者の処遇低下を招かないために介護現場の組織化と介護労働者処遇改善加算の請求などの取り組みを進める。また、連合、県本部、単組および関係団体との連携を強化するとともに議員への要請や省庁対策を進め、介護労働者の処遇改善と人材確保を進めるために、全力で取り組んでいく。

2015年1月16日

全日本自治団体労働組合
書記長 川本 淳